

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 28 年 12 月 2 日
関西圏国家戦略特別区域会議

- 2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容
 - (14) 名称：都市公園占用保育所等施設設置事業
内容：都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例
（国家戦略特別区域法第 20 条の 2 に規定する都市公園占用保育所等施設設置事業）
 - ③ 社会福祉法人いちにわたけのこ会が、西宮市立久保公園（兵庫県西宮市）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 30 年 4 月設置】